

## 新穂ダム しなしな観桜会を開催しました

4月16日(日)に、新穂ダムしなしな観桜会と題して、桜まつりが行われました。悪天候により予定していた佐渡こがね会の公演と「どーじょ会」による衣料品の譲渡会は実施できませんでしたが、「桜ウオーク」、のろま人形の上演、駄菓子屋の開店、昭和レトロカーの展示が行われました。「桜ウオーク」では新穂ダム一周約3kmを歩きながら講師の土屋正起氏から野鳥について、菊池はるみ氏から野草についての興味深い説明を受けながら、桜を満喫することができました。



## イベント開催日について

新穂地域づくり協議会では、各種イベントを開催します。今年度の開催内容と開催日についてお知らせします。

10月22日(日)(予定) 新穂地区合同防災訓練

【地域活性化部会】

7月2日 トキと暮らす郷サイクリングツアー

8月12日 しなしな盆踊り芸能ナイト

11月19日 産業探訪バスツアー

【伝統文化部会】

7月2日 文化財清掃ボランティア

11月 山王祭関連施設巡り(仮)

12月 草履・しめ縄づくり講習会

# 集落活動中などの事故等を補償します！

地域の皆さまが安心して集落活動に参加し、集落から地域づくり活動への参加の輪が広がるよう、新穂地域づくり協議会では集落活動及び協議会活動中の事故等を補償する「自治会活動保険」に加入しています。

○保険期間：令和5年6月1日～令和6年6月1日（1年間）

## ○補償の内容

補償の種類	支払限度額	事故等の事例
<b>1.賠償責任</b> 自治会または自治会に加入している住民が、集落や協議会の活動中に、第三者にケガを負わせたり、あるいはモノを壊した場合などの賠償金を補償します。	<b>3,000万円</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・集落行事の最中、参加者が誤って他者にケガを負わせた。</li><li>・集落主催のイベント中にテントが風で飛ばされ、参加者にあたりケガをした。また、飛ばされたテントが隣家の窓を割った。</li><li>・道普請中に石が飛んで、近くの車に傷をつけた。</li></ul>
<b>2.傷害見舞費用</b> 地域の住民でない親族または、自治会活動に参加を依頼された方が、集落や協議会の行事等に参加中に、偶発的な事故により、死亡またはケガをした場合に、行事等の主催者が慣習として支払う見舞金・弔慰金を補償します。	<b>10万円</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・帰省中の家族が、集落の行事に参加した際にケガをした。</li><li>・集落主催の行事に招かれた来賓が、行事中にケガをした。（来賓等が行事会場に移動中に発生した事故は補償対象外）</li></ul>
<b>3.傷害</b> 自治会に加入している住民が、集落や協議会の活動中に事故により死亡またはケガをした場合に、その傷害を補償します。	<b>死亡・後遺障害 300万円 入院 (180日まで) 2,000円/日 通院 (90日まで) 1,000円/日</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・集落の班長が、市の配布物を配達の際にケガをした。</li><li>・集落活動の草刈中にケガをした。</li><li>・集落行事の会場への移動中または行事の最中の事故によりケガをした。</li></ul>
<b>4.費用損害</b> 雨や雪などにより屋外の集落活動等が中止や延期となったために被る費用損害を補償します。	<b>50万円</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・集落主催の屋外レクリエーション当日、大雨により中止したため、注文していた仕出し弁当の発注を取り消したことにより、キャンセル料が発生した。</li></ul>

※傷害見舞費用保険金および傷害保険金は、ケガや後遺障害などの状況によって支払限度額が異なります。

※集落活動で事故が発生した場合は、集落長を通じて事務局へご連絡ください。